

呉市告示第 2 2 8 号

次の書類は、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明ですので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示します。

なお、この書類は、呉市財務部収納課で保管し、送達を受けるべき者の申出があれば、いつでも交付します。

令和 8 年 7 月 1 日

呉市長 新 原 芳 明

送達すべき書類の名称	送 達 を 受 け る べ き 者
	氏名
差押調書（謄本） 配当計算書 各 1 通	江藤 慎悟

（注）同条第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の到達があったものとみなします。